

## 西大台地区における利用調整地区の指定について

近畿地方環境事務所

環境省では、平成 17 年1月に策定した「大台ヶ原自然再生推進計画」に基づき、良好な自然環境が残された西大台地区において、人の利用を調整し、より質の高い自然体験を提供する「利用調整地区」の指定を検討します。

「利用調整地区」とは？ 核心的な景観や原生的な雰囲気確保するため、利用人数の調整等を行う制度です。

- ① 国立公園の特別地域に「区域を指定」します。
- ② 「利用調整地区」に立ち入るときは事前に認定を受ける必要があります。
- ③ 「利用調整地区」では、動植物への給餌などの行為が禁止されるほか、地区ごとに「立ち入りできる人数の上限」などを決めます。

例えば、立入りにあたっては、認定ガイド付きを条件とする。

- ・1グループあたりの人数の上限は 20 人まで。
- ・野鳥の繁殖期となる5月はフラッシュ撮影を禁止。…… など。

西大台地区は「利用調整地区」を指定する場所の要件に該当しています。

- ① 西日本でも貴重なブナの優先する広葉樹林がまとまって分布するなど、貴重な自然環境が残され、原生的な雰囲気を体験できる場となっています。
- ② 一方、森林の衰退や利用者圧の増加する兆候がみられるなど、このまま放置しておくと森林が衰退し、質の高い自然体験が確保されなくなることが懸念されます。

このため、「利用調整地区」の指定に向け「西大台地区利用適正化計画検討協議会(仮称)」を設置します。既設の大台ヶ原自然再生評価委員会のメンバーや地元関係団体のほか、公募を行い、協議会の構成員を別添のとおり確定しました。

協議会は、利用調整を円滑に実施していくため関係者の合意形成をはかる場です。人数の上限や注意事項などを定めた「利用適正化計画」の案について協議します。

「利用調整地区」の指定の検討を、平成 18 年度の審議会への諮問を目途に進めていきます。